令和８年度
指定給水装置工事事業者講習会

指定給水装置工事事業者に関すること

富山市上下水道局
給排水サービス課
水道給水ｻｰﾋﾞｽ係

本日の講習内容

- 指定給水装置工事事業者の更新制導入について
- 更新時に確認する項目について
- 更新手続時の注意事項について
- 給水装置工事申込書等の変更および仮設給水装置工事申込書について
- 無届工事について（補足）

指定給水装置工事事業者の更新制導入について

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1．関係者の責務の明確化

①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2．広域連携の推進

①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3．適切な資産管理の推進

①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4．官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5．指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

令和元年10月1日（ただし、3．②は令和4年9月30日までは、適用しない。）

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善（第25条の3の2）

現状・課題

○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。

○ 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。

H9：2万5千者 → H28：23万2千者、約9倍

○ 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。

- 所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千5百者
- 違反工事件数：1,644件（H28）
- 苦情件数：3,885件（H28）

※指定給水装置工事事業者制度：
各水道事業者は給水装置（蛇口、トイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

改正法

○ 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

（参考）指定の基準

- 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等

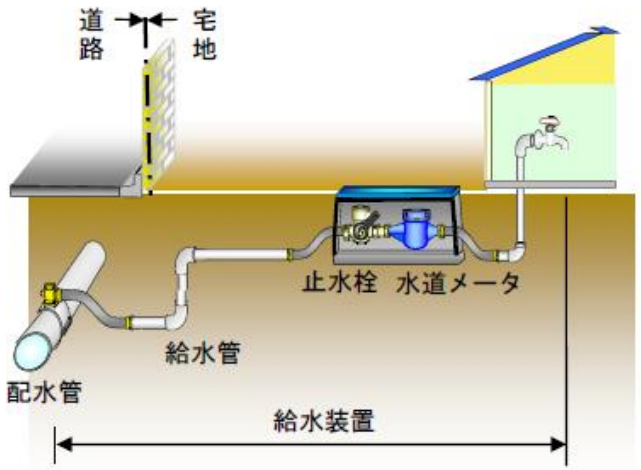

指定給水装置工事事業者の更新制導入について



指定給水装置工事事業者の皆様へ

富山市上下水道局より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は
令和元年10月1日より
5年ごとの更新制が導入されました

●令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は、失効となります。

※政令の規程により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。（下記参照）

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	初回更新は完了済み
平成11年4月1日～平成15年3月31日	
平成15年4月1日～平成19年3月31日	
平成19年4月1日～平成25年3月31日	
平成25年4月1日～令和 元年9月30日	

初回更新の申請期間については、手続きの平準化のため、5年間に分散して実施します。更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛には、別途郵送にてお知らせいたします。

※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

●更新の要件は、新規指定と同様となります。
①給水装置主任技術者の選任
②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

◎指定を更新する際に以下の5項目について確認を行います。
ⅰ）指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
ⅱ）業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
ⅲ）給水装置工事申請実績（過去5ヵ年）
ⅳ）給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
ⅴ）適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

○更新申請に必要な書類
・指定申請書及び誓約書
・機械器具調書
・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
・その他富山市が別途確認する事項（左の◎のとおり）

○指定更新手数料
・1件につき、5,000円（非課税）
※富山市給水条例第31条の規定

◇更新申請についてのお問い合わせ
給排水サービス課　TEL：076-432-8695

令和９年度は、
指定番号283～420番、
568～579番までの事業者
が対象

※2～3ヵ月前には
お知らせを郵送予定

指定給水装置工事事業者の更新制導入について

（別表）

機 械 器 具 調 書

年　　月　　日現在

種別毎に詳しく記入してください。

種　　別	名　　称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	PB－80－CV（13～150㍉用）	1	
	パイプ万力		1	
	バリ取り工具		1	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー	1/2～1 1/4インチ	2	
	やすり	中目、細目	各1	
	パイプねじ切り器	N－100A	2	
接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	2	
	パイプレンチ	13～100㍉	2	
	スパナ	～33㍉　～50㍉	各1	
水圧テストポ				

令和８年度より各器具の写真は添付しない事とする。

（注）　種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

指定給水装置工事事業者指定市町村調書

市 町 村 名	指定有効期限	指 定 番 号
○○市	○○年○○月○○日	第○○○号

最新の指定証の指定有効期限を記入してください。

令和８年度より「指定日有効期限」変更

＊富山県内で指定給水装置工事事業者の指定を受けている市町村を記入すること。

更新時に確認する項目について

更新時に確認する項目について

ⅰ）指定給水装置工事事業者講習会の受講状況（本講習）

ⅱ）業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）

ⅲ）給水装置工事申請実績（過去5ヵ年）

ⅳ）給水装置工事主任技術者等の研修受講状況

ⅴ）適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新時に確認する項目について

注意事項

この様式は、水道法施行規則第 36 条の事業の運営の基準に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するために作成したものです。

この様式で確認した内容の一部は、公表「可」を選択された場合に限り、富山市ホームページの「指定給水装置工事事業者一覧」にて公表します。また、公表「不可」または選択なしの場合は、「指定給水装置工事事業者一覧」に「非公表」と表示されます。

指定給水装置工事事業者　指定更新時確認作業　記入様式

実際に事業を行っている事業所について記入してください。

事業を行う事業所の名称　〇〇〇〇株式会社
〒　〇〇〇－〇〇〇〇
上記事業所の所在地　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏　名　富山太郎
電　話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
携帯電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
FAX　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
e-mail　〇〇〇@△△.jp

①

① 富山市上下水道局が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年）

受講実績（未受講の場合、その理由を記入してください）	（公表：可・不可）
令和 3 年度	受講・未受講（理由：　）
令和 4 年度	受講・未受講（理由：給水装置工事の事業を休止したため。）
令和 5 年度	受講・未受講（理由：　）
令和 6 年度	受講・未受講（理由：　）
令和 7 年度	受講・未受講（理由：　）

②

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間・休業日	（公表：可・不可）
営業時間：8 時～17 時　　休業日：日曜日、祝日、第 2,3 土曜日、盆、年末年始	
漏水等修繕対応（該当するものすべてに〇をつけてください。）	（公表：可・不可）
屋内給水装置の修繕・埋設部の修繕・その他（　）・対応していない	
対応工事種別（該当するものすべてに〇をつけてください。）	（公表：可・不可）
配水管からの分岐～水道メーター（新設・改造）	
水道メーター～宅内給水装置（新設・改造）	
富山市給水施設修繕工事事業者の登録	
有（登録番号 99 ）・無	

「富山市給水施設修繕工事登録業者」に登録している方が対象です。

①過去５年で受講したものを記載

注）未受講の場合は、必ずその理由を記入すること

②業務内容を記載

記載された情報はホームページ等へ掲載しており、掲載を求めない場合は、
（公表：可・不可）で「不可」に〇を付ける。

注）給水施設修繕工事事業者に登録している事業者は登録番号を記載
※指定事業者の番号ではありません

更新時に確認する項目について

③

③ 富山市上下水道局管内の給水装置工事申請実績（過去５年）　（公表：可・不可）

過去５年の申請件数
平成２８年度（ 9件） 平成２９年度（ ― 件） 平成３０年度（ 13件） 平成３１年度【令和元年度】（ 15件） 令和２年度（ 13件） （合計 50 件）
工事関係書類の保管方法（水道法施行規則第 36 条第６号関係）
例：年度ごとにファイリングし、台帳一覧にて書類を管理 例：顧客ごとにファイリングし、顧客一覧にて書類を管理 例：電子データで管理し、各種一覧を検索にて出力

※ファイリング状況（全体と具体の中身の一例）の写真を添付してください。
※管理に使用している一覧等の写しを添付してください。（下段の参考様式を利用しても可）
※なお、添付の写真及び一覧等の写しは、公表対象外です。

自社で管理している一覧等がない場合は、この様式を使用してください。

参考様式：給水装置申請一覧

No.	申請日	お客様番号	申請者名	竣工日
1	H30.7.10	12345678	立山 次郎	H30.12.11

※管理に使用している一覧表の写しを添付
※自社で管理している一覧表がない場合、この参考様式を使用

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

③過去5年間分の給水装置工事申込書を提出したものについて記載

※連合線及び宅地造成は、まとめての記載も可とし、
件数は申込書１枚を１件として数える

ファイリング状況がわかるように、
・全体（保管棚など）
・中身の一例（ファイル等を開いた状態）
を撮影し、写真を添付する

ＰＣで管理している場合は、
・フォルダの構成
・各申請の一例
上記のものがわかるように、
画面のスクリーンショット等を添付すること

更新時に確認する項目について

④ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）　（公表：可・不可）

水道法施行規則　第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

○主任技術者等の研修受講実績一覧

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
富山　太郎	*給水工事振興財団　e-ラーニング研修*	*平成 30 年 7 月 20 日*
富山　花子	*給水工事振興財団　現地研修*	*平成 30 年 7 月 21 日*
富山　一郎	*自社内研修　○○に関する業務研修*	*平成 30 年 7 月 23 日*

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。（受講が決まっている現在未受講の外部研修は、予定年月日を記入し、受講後に受講証等の写しを提出）

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※現地研修またはｅ－ラーニング研修で受講した場合、修了証書を印刷して提出

※自社内研修の場合は、研修内容を記載

※富山市では更新の際、給水工事技術振興財団の現地研修またはe-ラーニング研修の受講が必須です。

（過去５年間有効）

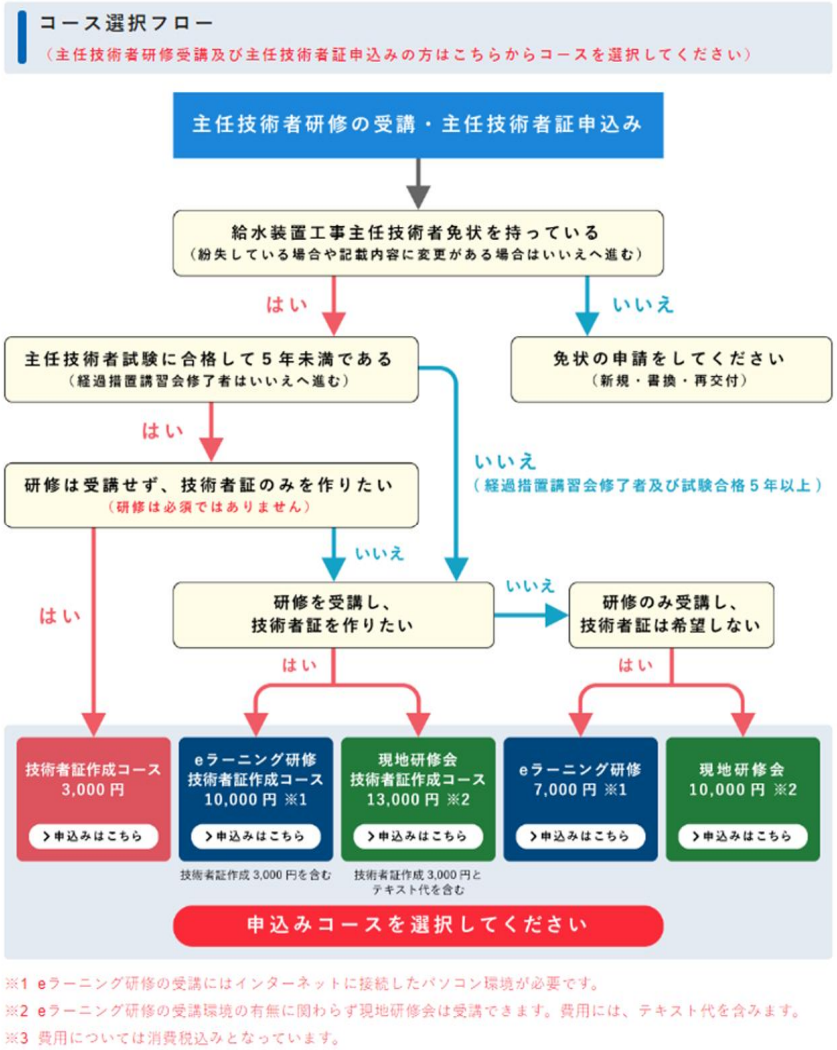

※公益財団法人給水工事技術振興財団HPより抜粋

更新時に確認する項目について

研修内容

① 水道法
② 給水装置工事主任技術者の職務と役割
③ 給水装置の構造及び材質
④ 給水装置の事故事例と対策技術
⑤ 給水装置工事における留意事項
⑥ 給水装置の維持管理
⑦ 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報

～参考～

R８年度は、公益財団法人給水工事技術振興財団主催の現地研修会が富山でも開催されました。（7月23日・富山市管工事組合内）



更新時に確認する項目について

⑤

⑤ **過去５年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**　（公表：可 ・ 不可）

給水装置工事に主に従事した者

水道法施行規則　第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

○配管技能者等（適切に作業を行うことができる技能を有する者）一覧

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）	保有している資格等	直近の工事年度
富山　太郎	○	○	給水装置工事配管技能者	H30
富山　一郎	○	○	一級配管技能士	H31

保有している資格を記入する（ここで言う資格等とは、現場作業における実務上必要な資格のことを言う。「別紙 1」参照）

必要な資格は、次ページを参照
※給水装置工事主任技術者ではありません

※保有している資格等を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

□　「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

一次側の工事を施行しない場合はチェック欄にレ点

※一次側の施工を行わない場合は✔を記入

配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施できる者を確認することが必要な作業

① 配水管への分水栓の取付作業
② 配水管のせん孔作業
③ 給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業
④ 当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業

更新時に確認する項目について

①水道事業者による講習等の修了により資格を与えられた配管工の証明書（参考）

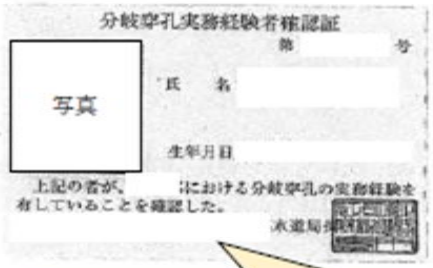

例1 某都市
分岐（配管）実務経験者確認証



例2 某都市　給水装置工事資格証

②職業能力開発促進法第 44 条に規定される配管技能検定合格証書

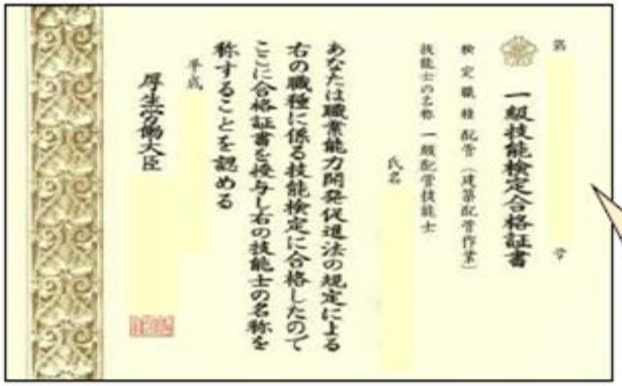

一級については、厚生労働省から
授与された合格証書
（国家資格）



某都市から交付された合格証書
二級以下については、都道府県から
授与された合格証書【参考】
（国家資格）

③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の
認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書（参考）

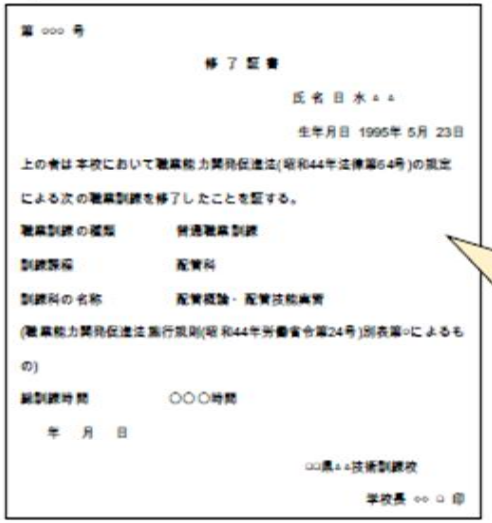

こちらは、某都市が授与した修了証書
都道府県により書式が異なることが考
えられますので、各水道事業者にて関
係各署にご確認願います。

④ 給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証（参考）
（上・平成 28 年度末まで　下・平成 29 年度以降）



平成 28 年度以前の検定合格者証は、
こちらの書式になります。

その他、配管技能者の資格を証明するもの
・給水装置工事配管技能者講習会修了証書
（平成 23 年度末まで）
・給水装置工事配管技能者講習会修了者証
（平成 23 年度末まで）
・給水装置工事配管技能検定合格証書
（平成 28 年度末まで）
・給水装置工事配管技能者認定証
（平成 28 年度末まで）



平成 29 年度の検定合格者証及び
平成 28 年度以前の資格保有者が
更新・再発行された場合につい
ては、こちらの書式になります。

更新手続時の注意事項について

更新手続き時の注意事項ついて

主任技術者・指定事項の変更に伴う提出書類

届出内容 ＼ 提出書類		指定申請書	機械器具調書	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記簿謄本	定款又は寄付行為の写し	住民票	主任技術者免状又は主任技術者証の写し	提出期限等
指定申請（法人）	（法25条の２）（施行規則18～20条）	○	○	○				○	○		○	
〃（個人）		○	○	○						○	○	
指定更新（法人）	（法25条の３の２）※上記規定準用	○	○	○				○	○		○	所管する水道事業者が設定する受付期間内 注）2
〃（個人）		○	○	○						○	○	
主任技術者の選任	（法25条の４）（施行規則21、22条）				○						○	遅滞なく 注）1
主任技術者の解任					○							
変更等 氏名又は名称（法人）				○		○		○	○			変更のあった日又は廃止・休止した日から30日以内
氏名又は名称（個人）						○				○		
法人の代表者				○		○		○	○			
住所（法人）						○		○	○			
〃（個人）						○				○		
法人の役員氏名				○		○		○				
事業所の名称、所在地						○						
廃止、休止							○					
再開							○					再開日から10日以内

○：提出するもの

注）1　指定を受けたときは、指定の日から２週間以内、給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から２週間以内。

主任技術者の選任・解任
→遅滞なく（２週間以内）

指定事項の変更
→３０日以内

【注意】
変更届等を提出していないものが大変多いので、速やかに提出をお願いします。

更新手続き時の注意事項ついて

◆申請書類の保存義務は３年
（水道法２５条の８、水道法施行規則第３６条第６号）

保管義務を満たしていない事業者が多数
初回更新時は口頭注意としたが、『富山市指定給水装置工事事業者違反処理要綱』に基づき、処分の対象となりうる

◆申請件数および保管方法の確認

上下水道局に登録されている申請件数との相違が多数
保管方法については、各事業者ごとの手法で可
ただし、保管方法が明確に分かるものを提出

更新手続き時の注意事項ついて

◆主任技術者の研修受講実績の確認

（水道法施行規則第36条）
指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術向上のため、研修の機会を確保するよう努めること

過去５年間、受講していない場合は、更新手続き前に受講が必要
現地研修会の開催予定（更新案内時に同封予定）やｅ－ラーニングの方法を確認。自社内研修を行う場合は、内容が主任技術者を対象としたものか確認

更新手続き時のお願いについて

書類の提出期限は、守って下さい

※R９年度は提出期限を早める可能性あり

期限間際に準備し提出される事業者が多く

窓口が大変混み合います。

更新申請書が届きましたら、早めの手続きを

お願いします。

給水装置工事申込書等の変更および仮設給水装置工事申込書について

給水工事申込書の新様式について

押印廃止に伴い、様式が一部変更となりました（R3年6月～）
富山市のホームページにてダウンロード出来ます

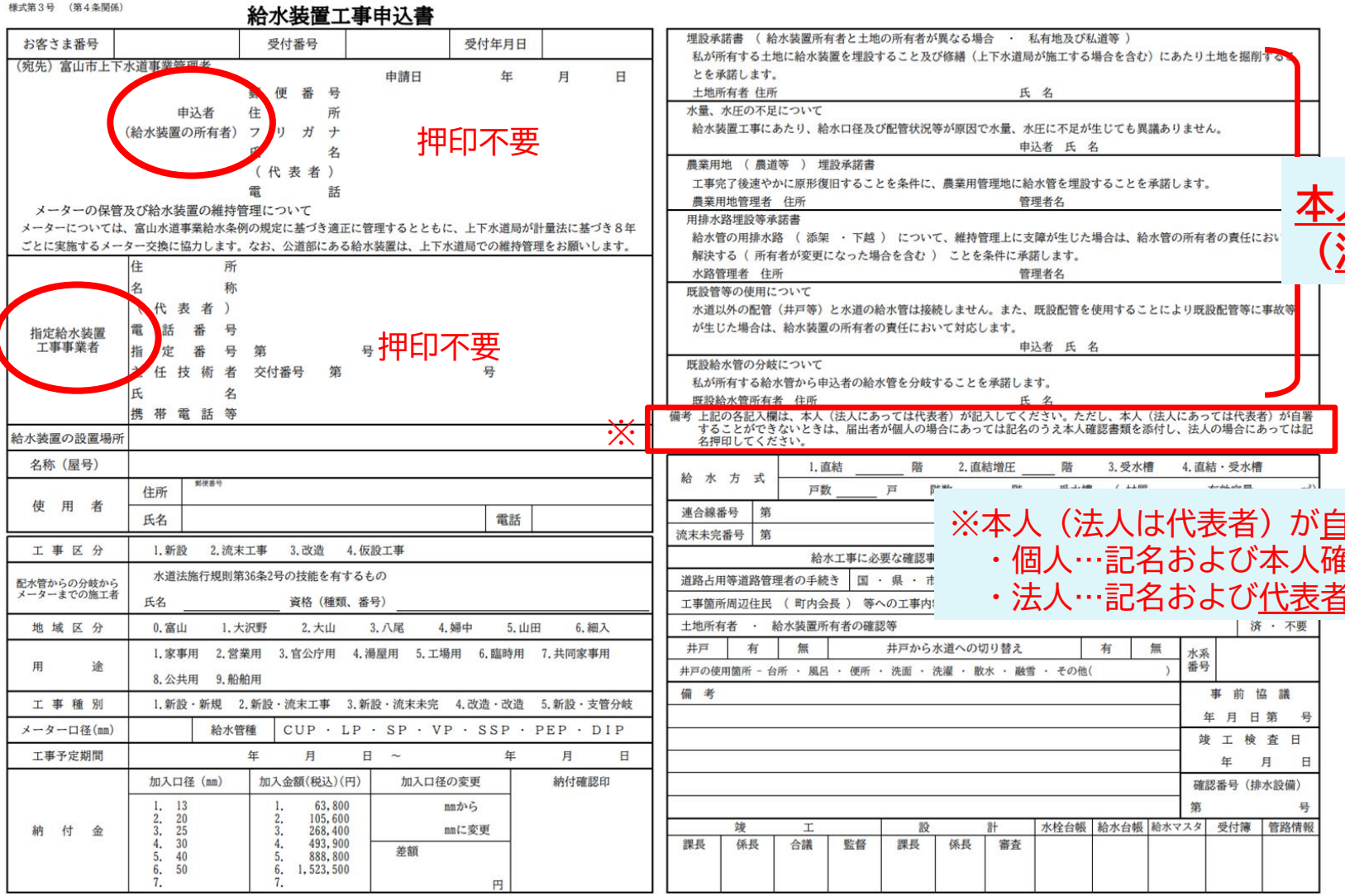

様式第３号　（第４条関係）

給水装置工事申込書

お客さま番号		受付番号		受付年月日	

（宛先）富山市上下水道事業管理者　　申請日　　年　　月　　日

申込者（給水装置の所有者）　郵便番号 / 住所 / フリガナ / 氏名 / （代表者） / 電話

押印不要

メーターの保管及び給水装置の維持管理について
メーターについては、富山水道事業給水条例の規定に基づき適正に管理するとともに、上下水道局が計量法に基づき８年ごとに実施するメーター交換に協力します。なお、公道部にある給水装置は、上下水道局での維持管理をお願いします。

指定給水装置工事事業者　住所 / 名称 / （代表者） / 電話番号 / 指定番号　第　　号 / 主任技術者　交付番号　第　　号 / 氏名 / 携帯電話等

押印不要

給水装置の設置場所

名称（屋号）

使用者　住所（郵便番号）　氏名　電話

工事区分	1.新設　2.流末工事　3.改造　4.仮設工事
配水管からの分岐からメーターまでの施工者	水道法施行規則第36条2号の技能を有するもの　氏名　資格（種類、番号）
地域区分	0.富山　1.大沢野　2.大山　3.八尾　4.婦中　5.山田　6.細入
用途	1.家事用　2.営業用　3.官公庁用　4.湯屋用　5.工場用　6.臨時用　7.共同家事用　8.公共用　9.船舶用
工事種別	1.新設・新規　2.新設・流末工事　3.新設・流末未完　4.改造・改造　5.新設・支管分岐
メーター口径(mm)	給水管種　CUP・LP・SP・VP・SSP・PEP・DIP
工事予定期間	年　月　日　～　年　月　日

納付金	加入口径（mm）	加入金額(税込)(円)	加入口径の変更	納付確認印
	1. 13 2. 20 3. 25 4. 30 5. 40 6. 50 7.	1. 63,800 2. 105,600 3. 268,400 4. 493,900 5. 888,800 6. 1,523,500 7.	mmから mmに変更 差額　円	

埋設承諾書　（給水装置所有者と土地の所有者が異なる場合　・　私有地及び私道等）
私が所有する土地に給水装置を埋設すること及び修繕（上下水道局が施工する場合を含む）にあたり土地を掘削することを承諾します。
土地所有者 住所　　氏名

水量、水圧の不足について
給水装置工事にあたり、給水口径及び配管状況等が原因で水量、水圧に不足が生じても異議ありません。
申込者 氏名

農業用地（農道等）埋設承諾書
工事完了後速やかに原形復旧することを条件に、農業用管理地に給水管を埋設することを承諾します。
農業用地管理者 住所　　管理者名

用排水路埋設等承諾書
給水管の用排水路（添架・下越）について、維持管理上に支障が生じた場合は、給水管の所有者の責任において解決する（所有者が変更になった場合を含む）ことを条件に承諾します。
水路管理者 住所　　管理者名

既設管等の使用について
水道以外の配管（井戸等）と水道の給水管は接続しません。また、既設配管を使用することにより既設配管等に事故等が生じた場合は、給水装置の所有者の責任において対応します。
申込者 氏名

既設給水管の分岐について
私が所有する給水管から申込者の給水管を分岐することを承諾します。
既設給水管所有者 住所　　氏名

備考　上記の名記入欄は、本人（法人にあっては代表者）が記入してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が自署することができないときは、届出者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

本人が自署すること
（法人は代表者）

給水方式	1.直結　階　2.直結増圧　階　3.受水槽　4.直結・受水槽　戸数　戸
連合線番号	第
流末未完番号	第
給水工事に必要な確認事	
道路占用等道路管理者の手続き	国・県・市
工事箇所周辺住民（町内会長）等への工事内	
土地所有者・給水装置所有者の確認等	済・不要
井戸	有　無　井戸から水道への切り替え　有　無
井戸の使用箇所 - 台所・風呂・便所・洗面・洗濯・散水・融雪・その他（　）	
備考	

水系番号

事前協議　年　月　日　第　号

竣工検査日　年　月　日

確認番号（排水設備）　第　号

竣工				設計			水栓台帳	給水台帳	給水マスタ	受付簿	管路情報
課長	係長	合議	監督	課長	係長	審査					

※本人（法人は代表者）が自署できない場合は、
・個人…記名および本人確認書類を添付
・法人…記名および代表者印を押印

A3で印刷

給水工事申込書の新様式について

- 郵便番号、フリガナの未記入、住所、氏名の誤りがないか確認ください。
- 表示されている部分については全てパソコン打ちで問題ありません。

様式第3号（第4条関係）

給水装置工事申込書

お客さま番号		受付番号		受付年月日	

（宛先）富山市上下水道事業管理者　　申請日　年　月　日

申込者
（給水装置の所有者）
郵便番号
住所
フリガナ
氏名
（代表者）
電話

提出前に再確認

メーターの保管及び給水装置の維持管理について

メーターについては、富山水道事業給水条例の規定に基づき適正に管理するとともに、上下水道局が、計量法に基づき8年ごとに実施するメーター交換に協力します。なお、公道部にある給水装置は、上下水道局での維持管理をお願いします。

指定給水装置工事事業者	住所 名称 （代表者） 電話番号 指定番号	第　　号
	主任技術者 氏名 携帯電話等	交付番号　第　　号
給水装置の設置場所		
名称（屋号）		
使用者	住所	郵便番号
	氏名	**工事期間中の使用者を記載**　電話

所有者変更届等の新様式について

押印廃止に伴い、様式が一部変更となりました（R3年6月～）

本人が自署すること（法人は代表者）

（所有者変更届）

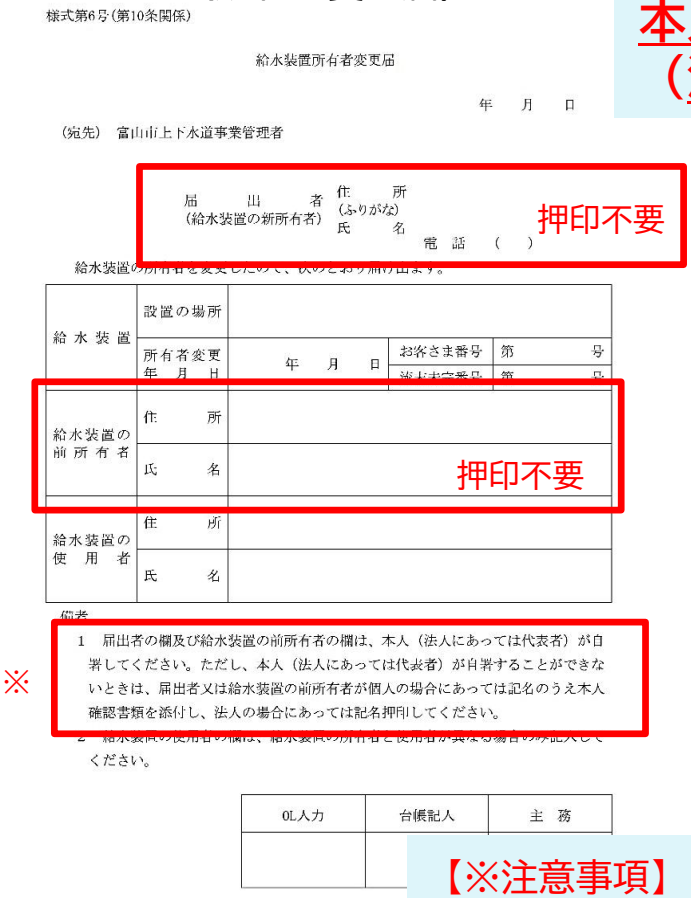

様式第6号(第10条関係)

給水装置所有者変更届

年　月　日

（宛先）　富山市上下水道事業管理者

届出者（給水装置の新所有者）　住所（ふりがな）　氏名　電話　（　）　押印不要

給水装置の所有者を変更したので、次のとおり届け出ます。

給水装置	設置の場所			
	所有者変更年月日	年　月　日	お客さま番号	第　号
			流末末完番号	第　号
給水装置の前所有者	住所			
	氏名			押印不要
給水装置の使用者	住所			
	氏名			

備考

※ 1　届出者の欄及び給水装置の前所有者の欄は、本人（法人にあっては代表者）が自署してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が自署することができないときは、届出者又は給水装置の前所有者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

2　給水装置の使用者の欄は、給水装置の所有者と使用者が異なる場合のみ記入してください。

OL入力	台帳記入	主　務

（廃止届）

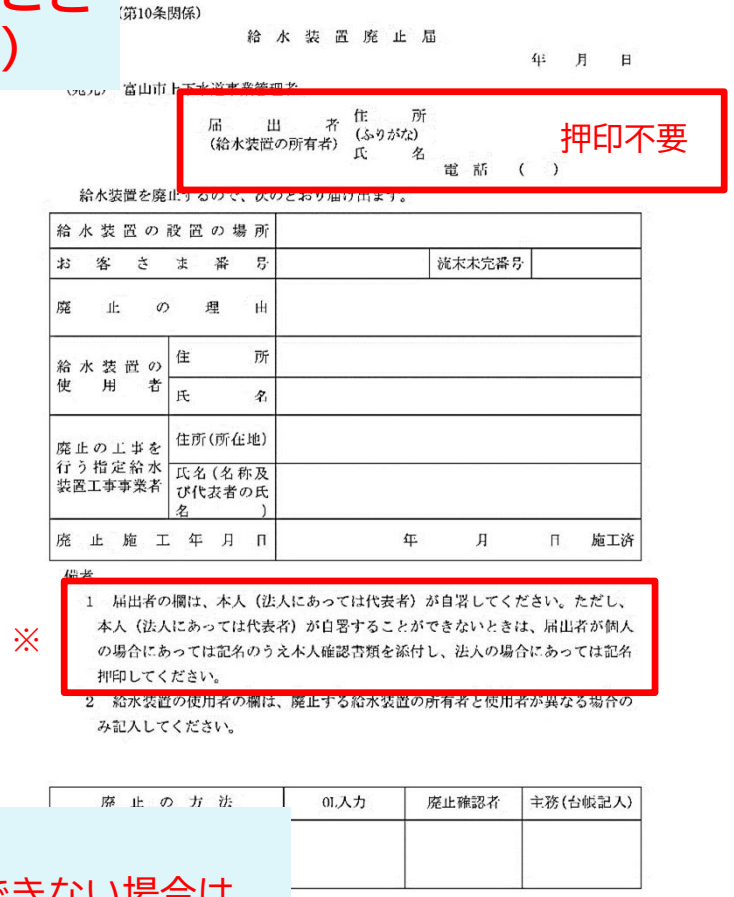

(第10条関係)

給水装置廃止届

年　月　日

（宛先）　富山市上下水道事業管理者

届出者（給水装置の所有者）　住所（ふりがな）　氏名　電話　（　）　押印不要

給水装置を廃止するので、次のとおり届け出ます。

給水装置の設置の場所			
お客さま番号		流末末完番号	
廃止の理由			
給水装置の使用者	住所		
	氏名		
廃止の工事を行う指定給水装置工事事業者	住所(所在地)		
	氏名（名称及び代表者の氏名）		
廃止施工年月日	年　月　日　施工済		

備考

※ 1　届出者の欄は、本人（法人にあっては代表者）が自署してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が自署することができないときは、届出者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

2　給水装置の使用者の欄は、廃止する給水装置の所有者と使用者が異なる場合のみ記入してください。

廃止の方法	OL入力	廃止確認者	主務(台帳記入)

【※注意事項】
本人（法人は代表者）が自署できない場合は、
・個人…記名および本人確認書類を添付
・法人…記名および代表者印を押印

仮設給水装置工事申込書について

仮設用の給水装置工事申込書を運用しています（R3年6月～）

工事を申し込む場合は、下記の条件に全て適用していることが必要

- 既にお客さま番号を持っている給水装置のメーター２次側から分岐（接続）する仮設の給水装置工事に限る
- 仮設給水装置設置期間中、本設の給水装置の改造を伴わないもの
- 仮設給水装置設置期間が原則１年以内のもの
- メーター口径は20㎜以下で直近の使用していたメーター口径から変更がないもの
- 事前協議を伴わないもの
- 開栓または使用者変更の手続きは別途必要

仮設給水装置工事申込書について

想定される工事…

- 解体工事のための仮設水栓の設置
- 仮設事務所のための仮設水栓の設置

仮設工事申込ができない場合

- 既設が流末未完の場合
- 延長を含め１年を超える場合
- Φ25以上のメーターを使用する場合

該当するときは、
給水装置工事申込書
で申請してください

【留意事項】仮設を撤去した後は、直ちに閉栓手続きをすること
利害関係人との紛争について、当局では一切関与しません

※通常どおり、給水装置工事申込書での申請も可能

仮設給水装置工事申込書について

（表）

【仮設給水装置工事申込書適用条件(次のいずれにも該当)】
- 既にお客様番号を持っている給水装置のメーター2次側から分岐(接続)する仮設の給水装置工事に限る。
- 仮設給水装置設置期間中、本設の給水装置の改造を伴わないもの。
- 仮設給水装置設置期間が原則1年以内のもの。
- 直近の使用していたメーター口径から変更がないもの。
- 事前協議を伴わないもの。
- 開栓または使用者変更の手続きは別途必要。

仮設給水装置工事申込書

お客さま番号		受付番号	仮設	受付年月日	

（宛先）富山市上下水道事業管理者

申請日　年　月　日

申込者　住　所
フリガナ
氏　名
（代表者）
電　話

押印不要

仮設給水装置の撤去について
本工事で設置する仮設の給水装置については、仮設給水装置設置期間終了と同時に速やかに撤去することを誓約します。

指定給水装置工事事業者	住　所 名　称 （代表者） 電話番号 指定番号　第　号 主任技術者　交付番号　第　号 氏　名 携帯電話等
既設給水装置の所有者	
申込者と所有者との関係	1. 本人　2. 利害関係人　3. その他　（　）
給水装置の設置場所	
名称（屋号）	
使用者	住所　郵便番号 氏名　電話

押印不要

申込者と所有者の関係を記入
（本人・利害関係人・その他）

開栓（使用者変更）手続き	1. 済　2. 申込後すぐ　3. 後日　4. 不要	メータ口径(mm)
仮設給水装置設置期間	年　月　日　～　年　月　日　間	
利害関係人の承諾書等	土地の所有者	1. 申込者所有　2. 借地契約書　3. 承諾書　4. その他　（　）
	既設給水装置の所有者	1. 土地の所有者と同じ　2. 承諾書　3. その他　（　）
	道路・用排水路	1. 占有なし　2. 許可書　3. 承諾書　4. その他　（　）

備考

| 課長 | 係長 | | |

無届工事について（補足）

無届工事について

・軽微な変更とは

単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）のことを指す。

水道法施行規則　第１３条

軽微な変更以外の
給水工事については・・・

工事の申請が必要！

ご清聴ありがとうございました。